

「富山県障害者計画(第5次)(素案)」に対するパブリックコメントのご意見の概要と県の考え方

実施期間 : 令和6年1月25日(木)～2月22日(木)

意見提出件数: 46件

意見提出人数: 7人

No	ご意見	県の考え方
1	第1章 計画策定の主旨 の“1. 計画の主旨”について <追加案> 「身体障害者は減少、知的障害者は増加傾向、精神障害者は大きく増加傾向にある。」	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 各障害別では、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあるが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にある。(詳細はP4以降に記載)
2	第2章 計画策定の背景 2障害のある人を取り巻く現状と課題 課題に次のとおり追加記載 ・他の障害者と比べ精神障害者に対する福祉政策は全般的に遅れている。障害者の自立や地域生活への支援が重要となっている中、身体障害や知的障害福祉との格差の是正という観点からも、必要な福祉サービス基盤の充実に向けて総合的な取組の促進が求められる。 →平成16年9月策定の障害者計画では、障害を取り巻く課題の中の項目として、精神障害施策の充実として福祉施策の遅れを明記	・障害のある人を取り巻く環境は、社会情勢の変化や障害者施策に関する制度改正により大きく変化していることから、P12の「(4)障害のある人の地域生活を支援するサービス等の一層の充実」において、サービス提供基盤の充実の必要性について記載しています。
3	第2章 計画策定の背景 2障害のある人を取り巻く現状と課題 (2)多様な障害に対する適切な対応について ・高次脳機能障害や難病等に加えて、「精神障害」を加えていただきたい	・精神障害は、障害者基本法では、身体障害及び知的障害と並んで位置付けられています。
4	第2章 計画策定の背景 2障害のある人を取り巻く現状と課題 「(2)多様な障害に対する適切な対応」 ・障害に対する重要な理念である「社会モデル」の考え方が、発達障害、高次脳機能障害、難病などに課題であるような印象があり、項目立てとして不適切と思われる。 <追加案> ・社会モデルの視点にたつて施策を進めていくことを基本理念・基本視点において明記していただきたい。	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ○その1 ・ご指摘のとおり「社会モデル」の考え方は、障害者施策の基本となるものであり、特定の障害にのみ適用されるものではありません。このため、社会モデルに関する記載を本項目から削除します。 (修正前) ・「また、障害を「社会モデル」の点から捉えることから、障害に関する正しい知識を普及するとともに」
5	第3章 基本的な考え方 3基本的視点 <追加案> 県民が共生社会の実現を推進するために、必要な障害に関する正しい知識と正しい理解を深める事が出来るようにする。 <理由> →(P12の課題)多様な障害に対する適切な対応として、「障害に関する正しい知識を普及し、障害者の理解を深めるとともに、障害の特性を踏まえた専門的な相談・支援体制の充実を図ってゆく」ことを明記すべき。	○その2 P14の3基本的視点の(5)に「社会モデル」を追加記載するとともに、P12(2)の障害に関する正しい知識の普及の課題に対応し、障害者理解の記述を追加します。 ・「障害を社会モデルの点から捉え、障害や障害のある人に対する理解を促進し、」 さらに、用語集のP88に「障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする考え方」を追加します。 なお、障害の特性を踏まえた専門的な相談・支援体制の充実については、3基本的視点の「(4)障害の特性に応じたきめ細やかな支援を実施します」に記載されています。
6	第3章 基本的な考え方 3基本的視点 (3)障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します。 ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、総合的かつ横断的な切れ目のない支援を行います。 <修正案> ・本人とその家族の意向を十分尊重しつつ、専門家による良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供する。 <理由> ・当事者とその家族の視点を重視(当事者の意向を尊重) ・どのようなサービスを提供するのかの明示	ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。 ・福祉、保健、医療、教育、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障害者本位の総合的かつ横断的な切れ目のない支援を行います。 (理由) ・当事者の意向を重視する点から、(3)の標題のとおり、「障害者本位の」を追加します。これらの記載は、障害者への支援は保健医療サービスと福祉サービスに限らず、教育分野や雇用分野、スポーツ・芸術など社会参加への支援も含まれており、またそれぞれの連携も重要であるためです。

No	ご意見	県の考え方
7	<p>第3章 基本的な考え方 3基本的視点</p> <p>(3)障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開します。 ・障害のある人のヤングケアラーを含む家族や介助者など関係者への支援も重要であることに留意します。 <修正案> ・障害のある人のヤングケアラーを含む家族や介助者など関係者への支援は重要であり、これを支援します。</p> <p>(4)障害の特性に応じたきめ細やかな支援を実施します。 ・障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかな支援を行う必要があることに留意します。 <修正案> ・障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかな支援を行う必要があり、これを支援します。</p> <p><理由> ・それぞれ「留意」という言葉は、いろんな意味に解釈が可能で曖昧になり易いため。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>(3) ・障害のある人のヤングケアラーを含む家族や介助者など関係者への支援を行います。</p> <p>(4) ・障害の特性やライフステージに応じたきめ細やかな支援を行います。</p>
8	<p>第3章 基本的な考え方 1基本理念 <修正案> 「地域の資源を活かしながら」→「地域の資源を整備し、」に変更</p> <p><理由> 精神障害者の現状に対応していないため</p>	<p>・「地域の資源を活かしながら」とは、それぞれの地域で長年にわたって蓄積された人材(ソフト面)や施設(ハード面)等を地域の特色に応じて有効に活用するという趣旨での記載であり、資源を新たに作り出す趣旨と思われる「整備」よりも適切と考えます。</p>
9	<p>第3章 基本的な考え方 3基本的視点</p> <p><追加案> ・本人とその家族に対する支援が適切に行われることにより、当事者とその家族が地域において安心して生活できるようにする。</p> <p><理由> ・精神障害者にとって正しく自己決定できない人は多くいるため</p>	<p>・第3回協議会において貴会からのご意見を踏まえ、(1)に「共に安心して暮らすことのできる」と付記します。また(3)で家族支援は重要であることを記載済です。</p>
10	<p>第3章 基本的な考え方 3基本的視点</p> <p>○3(1)の最後の文を次のとおり修正するよう提案 ・障害者本人の自己決定を尊重し、意思決定を支援します。</p> <p><理由> ・精神障害者にとって正しく自己決定できない人は多くいるため、自己決定を尊重する考え方だけでは、すべての人のニーズに対応することは難しく、意思決定の支援が重要となる。支援することで自己決定が難しい人でも自分の人生について、より良い選択をすることが出来る。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>・3(2)障害者等の自立した生活や意思決定を支援し、社会参加を促進します。 ・障害のある人等に対しコミュニケーション手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、質の高い相談支援体制の提供等による意思決定の支援に配慮します。</p>
11	<p>第3章 基本的な考え方 3基本的視点 「3(1)障害者本人の自己決定を尊重します」</p> <p>・自己決定を行政施策に反映させるため、障害者(児)に関わる各種の委員会等の構成人員について、一定比率の当事者・当事者支援団体を参画させるルールを作り計画に明記されたい。</p>	<p>・障害者施策を審議するにあたり、障害当事者の方々のご意見を伺うことは重要であると考えております。</p> <p>・本計画のP70第3編計画の推進体制「2施策の推進体制」にも「国や市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体など多様な主体が関わり、適切な役割分担のもと連携・協力を図る」旨明記してあります。 なお、当事者団体の比率については、それぞれの会議の性質、目的により状況に応じて判断します。</p>
12	<p>第3章 基本的な考え方 3施策の体系 IV 2. 雇用・就労の推進</p> <p>①受入側のサポート体制が重要 受け入れ側の企業・事業体のサポート体制を充実するための施策を充実していただきたい。外部より、JOBコーチの支援では限界がある。</p>	<p>・県では、企業において障害者の特性に応じた働き方やサポート体制について理解し、充実を図ってもらうため、①民間のコーディネーターによる企業の労務担当者への個別支援②企業の経営者及び人事・労務担当者を対象に障害者雇用の知識や理解を促進するための障害者雇用セミナー、③障害者雇用推進員の企業訪問による障害者雇用制度の周知などに取り組んでいるところです。</p> <p>・今後とも、労働局及びハローワーク等関係機関と緊密に連携して、障害者雇用に対する企業の理解を促進してまいります。</p>

No	ご意見	県の考え方
13	<p>第3章 基本的な考え方 3施策の体系 IV 2. 雇用・就労の推進</p> <p>②本人が望む場合、短時間の勤務形態で採用するなど柔軟な対応を検討する。これに対応する短時間雇用性を導入していただきたい。</p>	<p>・精神障害者の短時間雇用については、令和6年4月から週10時間以上20時間未満の短時間勤務も企業の実雇用率にカウントされることとなりますので、県としても、企業において短時間勤務を希望する精神障害者の雇用の場が確保されるよう、障害者雇用セミナーなど機会をとらえて周知してまいります。</p> <p>・仕事の内容をあらかじめ明確にして募集することが効果的であることについては、障害者雇用セミナーの業務切り出しワークショップにおいて、企業全体の業務の中で障害のある方に任せられる業務を、実施頻度や所要時間等具体的な内容まで決めて整理する等、短時間勤務の精神障害者を含め、障害者に任せられる仕事内容を決定する方法とサポート体制について企業にレクチャーしています。ご提案の東京大学等が開発した障害者雇用にも有効な短時間の仕事内容を明確にした募集方法については、研究の上セミナー等において参考にまいります。</p> <p>・今後も、精神障害者の短時間勤務が促進されるよう、県としても取り組んでまいります。</p>
14	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(2)①行政情報の提供」</p> <p>・一番下の施策 <修正前>「行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが…」 <修正案>「行政サービス窓口及び公的な文化施設等の窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが…」</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>(修正前)「行政サービス窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。」</p> <p>(修正後)「行政サービス窓口や公立文化施設等の窓口で聴覚障害者のコミュニケーションが円滑に行われるよう努めます。」</p>
15	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3コミュニケーション支援体制の確立」</p> <p>県手話言語条例に基づき、手話は言語である視点を明記するため次の2点追記 1 本文中「障害のある人や状態に応じたコミュニケーション支援」→「障害のある人や状態に応じた言語・コミュニケーション支援」 2 「(3)①多様な意思疎通支援の充実」中、「障害のある人のコミュニケーション支援の充実」→「障害のある人の言語・コミュニケーション支援の充実」</p>	<p>ご意見を踏まえ、手話は言語である視点を明記するため、次のとおり追記します。</p> <p>「3コミュニケーション支援体制の確立」本文中 (修正前) ・「富山県手話言語条例」に定める基本理念の普及や手話通訳者の養成… (修正後) 手話が言語であるとの認識に基づき定められた「富山県手話言語条例」の基本理念の普及や</p>
16	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(2)①行政情報の提供」、「5(2)防災対策の推進」</p> <p>・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨に基づいて、ハザードマップや避難場所等の情報を視覚障害者も容易に確認できるよう、音声機能等を活用したシステム構築に取り組んでいただきたい。</p>	<p>・県では、新年度、防災情報を音声で伝える「耳で聴くハザードマップ」事業を導入する予定としている。これは、スマートフォンにアプリを導入した利用者が、①ハザードマップや、②気象警報、土砂災害危険度、③最寄りの指定緊急避難場所などの災害に関する情報を音声で読み上げるサービスを、富山県内であれば無料で利用可能となるものです。 ・災害情報を迅速かつ正確に届けるための有効なツールの一つと考えており、利用可能となった際には、市町村や障がい者団体等とも連携して広く周知を行い、普及に努めてまいります。</p>
17	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(2)④読書バリアフリーの推進」</p> <p>・公立図書館と点字図書館に加えて、連携推進には在籍する学校図書館を加えてほしい。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>「公立図書館等」→「公立図書館や学校図書館(以下公立図書館等)」</p>
18	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(2)④読書バリアフリーの推進」</p> <p>・県の読書バリアフリー計画は、障害者計画に含めるのではなく単独の計画とするべき</p> <p>・国計画のうち「円滑な利用のための支援の充実について」に関する記述がなく、国計画に準じて次の施策を盛り込むべき ①公立図書館や学校図書館において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差の解消や対面朗読室等の施設の整備、アクセシブルな書籍等の紹介コーナーの設置、拡大読書機器等の読書支援機器の整備、点字による表示、ピクトグラム等を使ったわかりやすい表示、インターネットを活用した広報・情報提供体制の充実及び障害者サービスの充実を図る取組を促進する。</p> <p>②学校における学校図書館を活用した支援を充実するため、設置者である各教育委員会等に対し、司書教諭・学校司書の配置の重要性について周知するとともに、司書教諭をはじめ学級担任や通級の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る。</p>	<p>・本県の障害者施策の基本的方向や、達成すべきサービスの目標は障害者計画に位置付けることとし、「富山県子ども読書活動推進計画(令和6年3月改訂)」等の関連する他の計画等における基本理念や方針と連携を図りながら、取組を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>・ご指摘いただいた各館の特性や利用者ニーズ等に応じた取組内容につきましては、「④読書バリアフリーの推進」の2項目「視覚に障害のある方が円滑に図書館を利用できるよう努めるとともに、県内各図書館の取組を促進」する中で、働きかけてまいりたいと考えております。</p> <p>・本計画及び関連計画の周知に努めるとともに、学校司書を含めた図書館関係教職員等を対象とした研修会において、視覚障害者等に対する図書館サービスや支援体制の重要性について取り上げるなどし、働きかけてまいります。</p>
19	<p>Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(3)①多様な意思疎通支援の充実」</p> <p>・代読・代筆については、外出時の情報提供としての同行援護や家事援助の一環として居宅介護においてなされているが、視覚障害者にとって十分に活用されているとは言えない。支援者養成や制度の柔軟な対応等、視覚障害者がより活用しやすい代読・代筆支援となるよう取り組んでほしい。</p>	<p>・代読・代筆の活用促進については、県視覚障害者協会と連携し、そのニーズ把握に努めるほか、支援者養成研修の場において、その制度周知、利用促進につながるよう研修の充実を努めます。</p>

No	ご意見	県の考え方
20	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(3)①多様な意思疎通支援の充実」 ・「障害者やの」の修正	パブリックコメント時の転記ミスによるものであり、次のとおり追記します。 視覚障害者のコミュニケーションを支援する点訳奉仕員
21	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「3(3)①多様な意思疎通支援の充実」上から6つめ目の施策 ・点訳・音訳ボランティア養成については国地域生活支援事業に「点訳・朗読奉仕員養成研修事業」として位置づけられているが、県と市町村の任意事業に留められているため。事業として不安定かつボランティアの位置づけも低い。このため、点訳・音訳ボランティアのより充実した養成及び活動を促進していただきたい。	・点訳及び朗読奉仕員の養成については、引き続き県視覚障害者協会と連携し、その研修の充実に努めます。 また、奉仕員の活動の促進に向け、市町村等と連携し、制度周知に努めます。
22	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「4(4)ユニバーサルデザインの普及」 人にやさしいまちづくりの整備 ・美術館、県民会館、文化会館その他オムツを整えるのに子ども(ベビー)しかなく、大人用のベツがなく、美術や音楽を見たり聞きに行ってもいつも困ってしまう。良い見本は砺波のイオン、どこに行ってもトイレにベツがあり、すごくうれしい。エレベーターも狭い(会館とかデパートの駐車場)	・施設の整備にあたっては、ユニバーサルシートの設置などユニバーサルデザインの導入に努め、また、改修にあたっては、有効なスペースがあれば可能な限りユニバーサルデザインを広く導入に努めていきたいと考えております。
23	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「5(1)交通安全対策の充実」1つ目の施策 (1)のバリアフリー信号機・視覚障害者用付加装置などは1年でどれだけ県内に新たに設置されているでしょうか？富山はともかく他市(高岡などの市)の駅前にもないところがあると思います。また、新幹線駅前の信号には整備されているのでしょうか。バリアフリーの街にするため、そのための信号の設置を速やかにしてほしい。	・近年、視覚障害者付加装置を整備した箇所は、令和3年、富山駅周辺整備事業に併せて新設された、富山駅西口(南)交差点に整備しました。 ・視覚障害者付加装置の整備は、視覚障害者関係団体等からの要望を踏まえ、駅周辺や障害者施設付近等の視覚障害者の方がよく利用される交差点から優先的に整備を進めてまいりました。 ・視覚障害者付加装置を整備するには、道路管理者が管理する歩道に点字ブロックが整備されていることが条件となっているため、今後も道路管理者と連携しながら、障害者の方が道路を安全に通行できるよう信号機の整備に努めてまいります。
24	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「5(2)防災対策の推進」 災害時の医ケア対応について ・医ケアの方、吸引器、酸素吸入器、医ケア用品を一応、持ち出し袋に入れてありますが、電気がなければだめで、胃ろうの注入(食事→エネーポ→エンシュア、例ですが)が手に入るのか、障害の方はそれぞれの体にあったオムツがあります。それも手に入るのか(高齢者の方も含めて)	・オムツについては、県の現物備蓄物資ではないが、今回の能登地震においては、県が企業等と締結している「災害救助物資の供給等に関する協定」に基づき、「流通備蓄」を調達し、速やかに対応したところであり、今後とも発災時には市町村からの要請に迅速に対応できるよう努めてまいります。 ・また、県では、令和4年度より医療機関に対し、医療的ケア児などの患者に無償で貸し出す簡易自家発電装置等の購入費を助成しており、災害時に備えた体制整備を進めています。
25	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「5(2)防災対策の推進」 今回の地震を考慮しもっと強化すべきと考える。福祉避難所のあり方や支援が必要な方の避難についてなど。再度検討することが必要ではないか。	・令和3年5月に国の「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改正され、福祉避難所への直接避難を推進し、要配慮者の支援を強化することとなりました。県においては、引き続き市町村へ先進事例を共有するほか、市町村が個別避難計画の策定プロセス等を通して事前に避難先である福祉避難所ごとに受け入れ者の調整等が図られるよう、市町村と連携を図りながら、要支援者の方々の個別避難計画の作成が進むよう働きかけてまいります。
26	Iとやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備 「5(2)防災対策の推進」のうち1つ目の施策 「避難行動要支援者」について ・支援者になる方はそれぞれの町内からだと思いますが、高齢化してなり手がいない方もいるのでは。	・個別避難計画の策定に係る課題として、市町村からは ①支援者の成り手不足、②民生委員や自主防災組織に対する計画策定の必要性が浸透していないことなどが挙げられています。県としては、今年度新たに自主防災組織のリーダーや民生委員等へ個別避難計画に関する研修会を実施したとこととあり、引き続き、市町村へ先進事例を共有するなど市町村と連携して個別避難計画の策定が進むよう努めてまいります。
27	II質の高い保健・医療体制の充実 「1(2)②障害のある人に対する適切な保健サービス」上から7つ目の施策 保健サービスについて:厚生センターについての記述です。今、厚生センターは訪問相談・訪問指導とありますが、コロナ対応で余裕のない業務でそれらはされているのでしょうか。昨年から再開しているのでしょうか。精神疾患の方々から厚生センターに期待できない旨をお聞きします。是非、必要な方々に届く(訪問相談・指導)支援を明記してほしいです。	・感染症拡大の局面では、コロナ対策が優先されたこともありましたが、厚生センターでは、精神保健福祉相談や訪問指導を行うとともに、今後も、関係機関と連携しながら支援体制の整備に努めます。

No	ご意見	県の考え方
28	<p>Ⅱ質の高い保健・医療体制の充実 「1(4)精神保健・医療施策の推進」</p> <p>(1)多くは「関係機関と連携し支援体制の整備に努めます」としているが、何をどのように整備するのか明記していただきたい。</p> <p>(2)精神科の強制入院について 強制入院が多いのは障害者権利条約に違反しており(国連人権高等弁務官事務所より、強制入院が多い日本の現状について勧告R4.9)、WHOからはそれ以前に改善を求められており、また日弁連も国会に働きかけている。その中で強制入院について、障害者計画に一切記述がないことが問題であり、課題として取り上げてほしい。(具体的にどのように取り組むか、政策、スケジュール、数値目標の明示を求める)</p> <p>(3)相談支援体制の充実 ①訪問支援する体制がとられていない(365日、24時間9 ②精神科救急医療体制の維持充実(県下に3箇所は必要) ③精神科救急情報センターの24時間体制の運用(電話対応だけでなく訪問支援する体制) ④ピアフレンズ派遣事業(講演会などではなく、正規に雇用し、多職種チームの一員として活動できる体制) ⑤多職種チームによる訪問支援</p>	<p>・39～40ページに、相談支援体制の充実や、精神科救急医療体制の維持・充実、精神科救急情報センターの24時間体制の運用、ピア・フレンズ派遣事業、多職種チームによる訪問支援等による支援体制整備について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。</p>
29	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「1(2)①身近な相談支援の充実」2つ目の施策</p> <p>・基幹相談支援センターは多くの事業所で待たれています。相談事業所が余裕のない中、困難ケースを支援し、スーパーバイズの力がある基幹相談支援センターが作られることを望みます。高岡では作られていません。設置できない自治体に対し指導をお願いしたい。</p>	<p>・令和6年度より、市町村における基幹相談支援センターの設置が努力義務化されます。県としては、市町村での設置の促進や適切な運営の確保のため、広域的な見地からの助言その他援助を行うよう努めていきます。</p>
30	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「1(2)①身近な相談支援の充実」P42の上から4つ目の施策</p> <p>しっかりとピアサポーターによる支援体制を整えていただきたい。</p>	<p>・42ページに、ピアサポーターによる相談活動の充実について記載しています。ご意見を踏まえ、今後も、関係機関と連携して支援体制の整備に努めます。</p>
31	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「1(2)②相談支援を行う人材育成」2つ目の施策</p> <p>・相談支援の人材育成の2つめの・主任相談支援専門員が高岡は知的分野が今年、不在でした。県として配置にも気を配り、指導をお願いしたい。</p>	<p>・県では毎年、市町村への照会により主任相談支援専門員養成研修の受講者数の見込を調査し、その需要に基づいて研修を開催していますので、高岡市からも積極的な参加をお願いします。</p>
32	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「1(2)②相談支援を行う人材育成」4つ目の施策</p> <p>・地域の人材として民生委員・児童委員への研修が不足しています。独居老人など高齢者のことが民生委員の主たる仕事とされていますが、地域にいる障がい者に身近な支援者となるべきと思います。そのための理解が大変不足していると思います。研修と日常的な地域の事業所との交流を単発でなく繰り返し、理解が進んだ民生委員・児童委員の活用を希望します。</p>	<p>・近年、社会経済情勢が大きく変容するなか、様々な社会問題が生じており、民生委員・児童委員に求められる知識、能力も高度化しております。県では、多様な地域福祉のニーズに対応していくために、県内民生委員・児童委員を対象とした研修を行っております。頂いたご意見を踏まえ、引き続き研修内容の充実を図ってまいります。</p>
33	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「2(1)②在宅サービスの充実」上から10つ目の施策 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」について</p> <p>富山県の「にも包括」について下記について明確にしていきたい。</p> <p>①目指すゴールのイメージと定量値 ②わかりやすいパンフレットの配布 ③協議会の開催の状況:当事者及び家族の参加状況 ④現状どのようになっているのか ⑤ロードマップの提示 ⑥課題</p>	<p>・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、考え方を県障害福祉計画等に示しており、その実現は、障害者計画及び障害福祉計画等に記載するさまざまな施策によってなされるものと考えます。県では、会議の開催に係る資料や公開すべき情報は、県ホームページ等で公表しております。ご参照ください。</p>
34	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「2(1)④障害のある人の家族への支援」3つ目の施策</p> <p>・医ケア児もですが、大人の医ケアのショートステイが高岡市にはなく、富山病院までいかなければいけない。西部に出来ないか、看護師の問題(少ない)あるか。</p>	<p>・県では、県内の障害福祉サービス事業所等が、重症心身障害児(者)で医療的ケアが必要な児(者)の受入れの際に必要な医療備品や施設改修に対して助成を行うなど、受入環境整備に努めております。こうした制度の周知と合わせて、県内の事業所等に対し当該サービスの参入について、引き続き、市町村等と連携し働きかけてまいります。</p>
35	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「2(1)④障害のある人の家族への支援」</p> <p>支援を、当事者と家族に対し、セットで行っていただきたい。 (イギリスのメリデン版訪問家族支援等)京都府で実施</p>	<p>・P36,39に訪問支援について記載しています。</p> <p>厚生センターでは保健師等が本人やご家族を訪問し、病状や治療、医療機関への受診や日常生活等に関する相談支援を行っています。その他、訪問型の支援としては、居宅介護や訪問看護などの障害福祉サービスが対象者の状況に応じて受けられます。今後も、関係機関と連携し支援体制の整備に努めます。</p>

No	ご意見	県の考え方
36	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「3(2)施設機能の充実と地域生活支援への活用」</p> <p>入所者の生活支援の職員の確保、質の向上は大変重要です。(入所施設に限らず) 地域移行のためのグループホームがまだまだ不足しています。また、能力に限らず重度の方も利用できる支援体制が必要です。施設入所者の地域移行に対してのニーズ調査はされているのでしょうか？適切に意思尊重を行って、移行希望が入れるようにしてください。</p>	<p>・県では社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、事業者等の入所施設やグループホームの整備を支援しています。県としてはこの補助金の活用を事業所等に促すとともに、国に対して予算の十分な確保を要望していきます。</p> <p>・また、今回の報酬改定により、サービス担当者会議や個別支援会議への障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとされたため、適切な意思決定支援がなされるよう周知を図ってまいります。</p>
37	<p>Ⅲ個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実 「4(1)施設運営の適正化」</p> <p>2年前高岡市の放課後等デイサービスで複数回、骨折していたという事案がありました。虐待防止委員会などの必要性和県・市の療育の質の監査・支援をするべきです。障害者の意向に基づく地域生活を実現するための技術の向上は大変重要です。研修参加を働きかける。また、研修参加で現場の支援者の不足に対応する人件費の補助など参加しやすい策が必要です。</p>	<p>・県では毎年、障害者虐待の防止に関する理解や早期発見、迅速な対応を行うため、施設従事者や自治体職員向けに障害者虐待防止・権利擁護研修を実施しています。この研修はオンラインで実施しており、受講者に過度な負担とならないよう配慮しています。</p> <p>・指導監査において、虐待防止委員会の実施状況をはじめとした事業所の取組を確認し、適切な施設運営がなされるよう指導しています。</p>
38	<p>Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実</p> <p>現在「1障害のある子どもの教育・育成の充実」の細項目として次の順 (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (2)一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進 (3)地域療育体制の整備</p> <p>→「地域療育体制の整備」は主に就学前の乳幼児からの療育体制についての記載であるため、ライフステージの順番にあわせて一番最初に項目があるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。</p> <p>ライフステージの順番に並び替え (1)地域療育体制の整備 (2)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進 (3)一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進</p>
39	<p>Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 「1(1)地域療育体制の整備」</p> <p>リハビリ(きずな学園)医ケア児 現在21才の息子が通っていたところからずっと訓練してきたが(こまどり支援学校、高志支援こまどり分校)だったのでリハビリは受けれたが、高校になってから月2、3回になった。でもまだリハビリできない人が多い(小児、高岡市以外の方) 受診、今でも予約待ち何カ月先だとか。訓練の先生がずっと変わらず、実習生は来られるが、新しくOT,PT,STになる方がいない。来られても女性の方は結婚でやめられる。</p>	<p>・県では、高岡市立きずな子ども発達支援センターの人員体制強化に資するために要する経費等について助成を行うなど、高岡圏域における支援体制整備に努めております。</p> <p>いただいたご意見を高岡市をはじめとした関係市とも共有し、必要な支援が切れ目なく行き渡る環境整備に向け、引き続き取り組んでまいります。</p>
40	<p>第2章 計画策定の背景 1(3)精神障害者 入院患者の推移(入院形態別)により、下記のとおり追記願いたい。</p> <p>医療保護入院者の人数は平成22年(1,880人)より、令和4年(1,813人)までほぼ増減がありません。 これに対し、任意入院は、1,271人から879人へと31%減少しています。 これにより、医療保護入院者(1,813人)は、任意入院者(879人)の約2倍に増加しています。</p>	<p>・データの内訳等をどの程度詳しく記述するかについては、他の障害に関する記述とのバランスも考え、現在の案としております。</p>
41	<p>Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 「1(1)①就学前からの支援体制の充実」10番目の施策</p> <p>・厚生労働省の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」では「当事者・当事者支援団体を含めるよう努めること」とあることから次のとおり修正</p> <p><修正前>「保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連携体制の構築」</p> <p><修正案>「当事者を含む保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連携体制の構築」</p>	<p>ご意見を踏まえ、次のとおり追記します。</p> <p>(修正前) ・ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政等の関係機関の連携体制</p> <p>(修正後) ・ライフステージに応じて適切な支援を行うため、保健、医療、福祉、教育、行政、障害者団体等の関係機関・団体の連携体制</p>
42	<p>Ⅳ個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 「1(2)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」上から9つ目の施策</p> <p>・特別支援学校において専門家を活用した限定的な研修よりも、専門性の一層の向上を図るため、専門家を常勤で配置することとし、計画に盛り込むべき。</p>	<p>・特別支援教育は、幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うことを目的としています。専門家を活用した研修は、幼児児童生徒の教育的ニーズを的確に把握するため、また幼児児童生徒が利用している関係機関との連携のために実施しております。引き続き、障害のある幼児児童生徒によりよい教育を提供するため、関係機関と連携してまいります。</p> <p>・なお、教員採用選考検査において、特別選考の枠を設け、特別支援学校教諭の特定資格として、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を設定し、専門的な資格を有する教員の確保に努めております。</p>

No	ご意見	県の考え方
43	<p>Ⅳ 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実 「2(1)②雇用の促進」</p> <p>障がい者の企業の理解が進んでいないことが法定雇用率の未達成や就労を希望している障がい者の達成が進まない大きな原因ではないかと思ます。就労支援の事業者の努力や本人の努力も必要ですが、能力以上に状態を変えることはできないから障がいなのであって、まずそこを理解して雇用することが事業所の社会的役割だと思います。うちにはこの仕事ができる方しか雇用できないではなく、障がい者の方にできる業務を用意する、サポートをする体制を企業の役割と組織や従業員が理解して障がい者を雇用することがないと進みません。ハローワークはもちろん、県や自治体が事業所や経営団体にあらゆる場でそれを発信すべきです。</p>	<p>・県においては、障害者の特性に応じた働き方やサポート体制について理解してもらうため、①民間のコーディネーターによる企業の労務担当者への個別支援②企業の経営者及び人事・労務担当者を対象に障害者雇用の知識や理解を促進するための障害者雇用セミナー、③障害者雇用推進員の企業訪問による障害者雇用制度の周知などに取り組んでいるところです。</p> <p>・今後とも、労働局及びハローワーク等関係機関と緊密に連携して、障害者雇用に対する企業の理解促進に努めてまいります。</p>
44	<p>別表1 数値目標</p> <p>2の差別があると思う人:「減少させる」はあまりに安易です。75%の方が差別があるということの現実をどう変えるか、人権教育、障がい者とのイベント的な交流でなく普段からの障がい者を理解することができていないことを改善をして、数値は決めるべきだと思う。</p>	<p>・「差別があると思う」人の割合は、県政世論調査で5年ごとに実施 [前回H28年度調査:59.8% → 令和4年度調査:74.8%(+15%増)] →前回の目標「減少させる」が未達成であったため同様の目標を設定したものです。</p> <p>・なお、この設問にあわせて、「差別があると思う」と回答した人に対して、「5年前と比べて障害のある人に対する差別は改善されたと思うか」についても質問しており、前回と同様に約半数(48.7%)が5年前から比べて改善されていると回答したことから、一定程度の改善はなされていると思われます。</p> <p>・県では障害者差別解消条例に基づき、地域の身近な障害者差別の相談先として民生委員・児童委員等の方々地域相談員として委任しています。加えて専任の広域専門相談員を県庁内に配置し、障害者差別や合理的配慮の提供の相談に応じるほか、講師として各団体の差別解消の研修会に派遣するなど日頃から継続的に障害者理解の促進に取り組んでいます。</p>
45	<p>別表1 数値目標</p> <p>同様にP74の現況以上(雇用・就労の促進関連)という目標も当然のことで、目標数値を入れるべきと考える。</p>	<p>・ジョブコーチ支援終了者の職場定着率については、ジョブコーチ支援を実施している独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携しながら、企業で働く障害者の職場定着支援を実施し、職場定着率を向上させるよう取り組んでまいります。</p> <p>・障害者の法定雇用率達成企業割合については、令和6年4月より段階的に法定雇用率が引き上げられるとともに、対象事業主の規模が引き下がることから、新たな法定雇用率未達成企業が生まれることが想定されるため、現況以上と設定しております。</p>
46	<p>別表1 数値目標</p> <p>現状指標は36のうち、精神と名のついた指標は下記の2つしかない。 ①精神障害者の地域移行に向けたアウトリーチ事業による支援対象者数(累計) ②精神障害者の地域移行に向けたピアフレンズ派遣登録者数(累計) このため、下記の指標を追加し、数値目標を明示してほしい。</p> <p>(1)相談支援体制の充実 ①訪問支援する体制がとられていない(365日、24時間) ②精神科救急医療体制の維持充実(県下1病院しかない、県下に3箇所は必要) ③精神科救急情報センターの24時間体制の運用(電話対応だけでなく訪問支援する体制) ④ピアフレンズ派遣事業(講演会などではなく、正規に雇用し、多職種チームの一員として活動できる体制) ⑤多職種チームによる訪問支援(障害福祉計画に反映してください)</p> <p>(2)にも包括 ①協議の場の開催 ②当事者、家族の参加</p> <p>(3)精神科関連の資格者 ①MHSW、②保健師、③認定公認心理師(臨床心理士)、作業療法士</p>	<p>・新たな指標を設定するためには、その定義や測定方法、今後の追跡可能性などを十分に検討したうえで設定することが重要であり、現時点で数値目標を設けることは困難であると考えておりますので、ご理解ください。</p>